「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」（第６回）議事次第

平成１３年５月１７日（木）１０：００〜１２：００
於　社会保険診療報酬支払基金　９階　第１会議室

１．開　会

２．委員出席状況報告

３．議　事

委員のレポートとそれに基づく協議

・神戸大学大学院法学研究科教授　佐藤　英明委員

・東洋大学経済学部助教授　駒村　康平委員

４．閉　会

「女性と年金検討会」レポート

神戸大学　　佐藤　英明

1. 租税法分野における議論の紹介

(1)「課税単位」について

①序

・課税単位：所得課税において、どの範囲の人の所得を一つと見て課税するか。

・課税単位制度の分類

- 個人単位主義
- 消費単位主義
  - 夫婦単位主義
    - 合算非分割
    - 合算分割
      - 均等分割＝二分二乗方式
      - 〔不均等分割〕
  - 家族単位主義
    - 〔合算非分割〕
    - 合算分割
      - 〔均等分割〕
      - 不均等分割（N分N乗方式など）

②各国の制度

・アメリカ　個人単位⇒二分二乗方式(1948)⇒複数税率表(1969)

・ドイツ　　夫婦合算非分割⇒二分二乗方式(1958)

cf．ボン基本法6条1項「婚姻および家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。」

（宮沢俊義編「世界憲法集〔第四版〕」（岩波文庫）161頁（山田晟））

・フランス　家族除数制度（N分N乗方式）

子供が多いと世帯あたりの租税負担が減少する。

・イギリス　妻の所得を夫に合算⇒個人単位主義(1990)

・日本　個人単位主義（消費単位主義的修正＝56条[事業所得]、旧96条[資産性所得]）

最高裁大法廷昭和36年9月6日判決（民集15巻8号2047頁）

「次に、民法七六二条一項の規定を見ると、夫婦の一方が婚姻中に自己の名で得た財産はその特有財産とすると定められ、この規定は夫と妻の双方に平等に適用されるものであるばかりでなく、所論のいうように夫婦は一心同体であり一の協力体であつて、配偶者の一方の財産取得に対しては他方が常に協力寄与するものであるとしても、民法には、別に財産分与請求権、相続権ないし扶養請求権等の権利が規定されており、右夫婦相互の協力、寄与に対しては、これらの権利を行使することにより、結局において夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされているということができる。」

・参考文献　人見康子＝木村弘之亮編『家族と税制』（弘文堂）

③コメント

・「最初にはっきりさせておかなければならないことは、個人単位主義が近代的個人主義の高度に発達した社会に対応し、消費単位主義が近代的個人主義の成熟度の低い社会に対応する、という単純な図式が必ずしも妥当しないことである。」（金子宏「所得税における課税単位の研究」同『課税単位及び譲渡所得の研究』（有斐閣）1頁、6頁）

・伝統的には消費単位（≒所得をプール・アンド・シェアする範囲）主義が有力

・負担能力　所得が同額の場合　片稼夫婦＞共稼夫婦　　帰属所得・追加家計費

〃　　夫婦＞独身者二人　　規模の利益

新しい参考文献　林宏昭「所得税の課税単位に関する論点と国際比較」国際税制研究６号96頁

⑵　所得控除――配偶者控除、配偶者特別控除

（資料 11）所得税の配偶者控除及び配偶者特別控除の仕組み

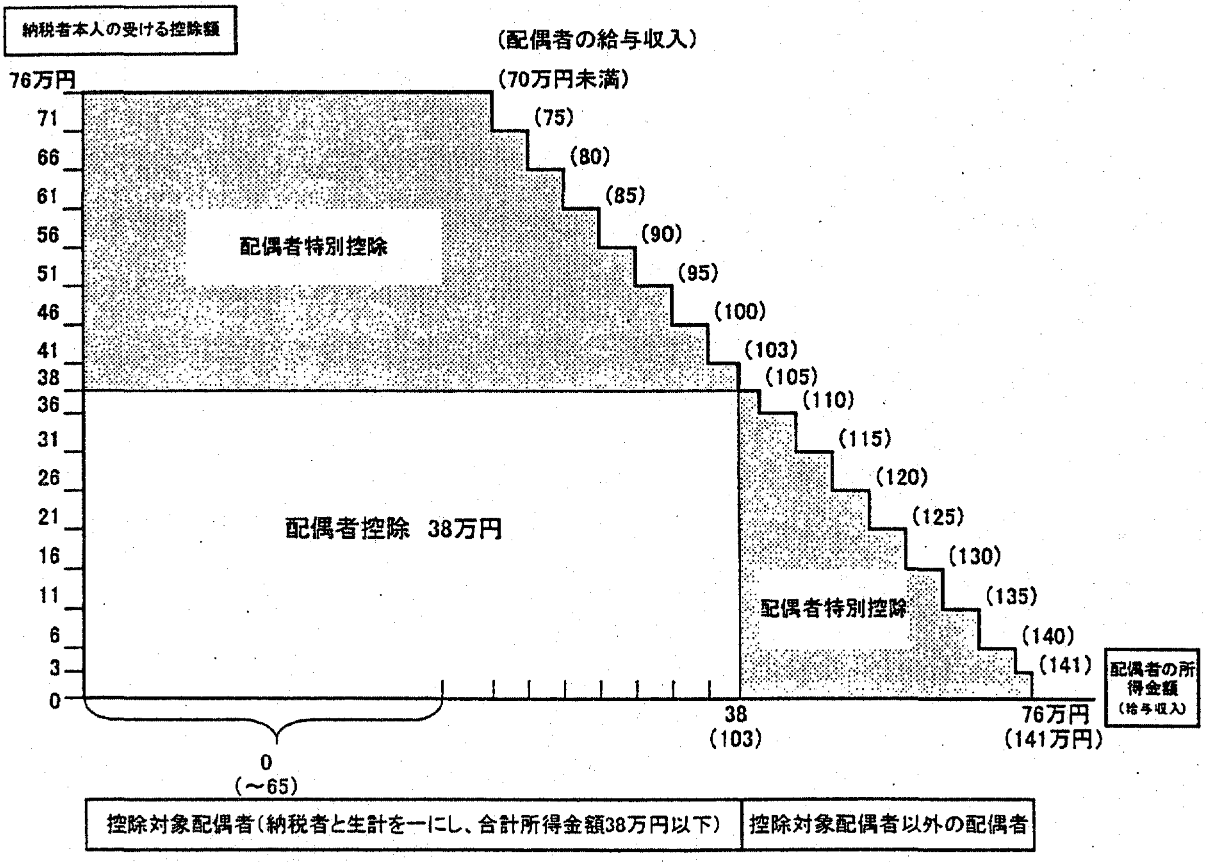

（注）個人住民税の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の限度額は、それぞれ33万円である。

（出典：税制調査会「わが国税制の現状と課題――２１世紀に向けた国民の参加と選択――」（平成12年７月）93頁）

(3)　夫婦の財産と課税

①相続税

・現行法：配偶者が相続する場合、１億6000万円と法定相続分の大きい方までが非課税

・昭和63年改正以降は法定相続分以下であれば非課税の金額に上限なし

・改正前の制度においては、法定相続分すべてが常に非課税とされるとは限らなかった。

・配偶者の税負担を軽減する理由

・夫婦間の相続は同一世代間の財産移転であること

・長年共同生活が営まれてきた妻の座に対する配慮

・遺産の維持形成に対する配偶者の貢献の考慮

○残された配偶者の生活の安定への配慮

②離婚時の財産分与と譲渡所得課税

・「財産分与」を「譲渡」として扱う判例と課税実務（所基通33－１の４、38-6)

・最高裁昭和50年５月27日判決（民集29巻５号641頁）

「財産分与に関し右当事者の協議等が行なわれてその内容が具体的に確定され、これに従い金額の支払い、不動産の譲渡等の分与が完了すれば、右財産分与の義務は消滅するが、この分与義務の消滅は、それ自体一つの経済的利益ということができる。したがって、財産分与として不動産等の資産を譲渡した場合、分与者はこれによって分与義務の消滅という経済的利益を享受したものというべきである。」

・最高裁判決への批判

「民法七六八条の財産分与の請求は、夫婦共通財産の清算、離婚による損害の賠償、離婚後の扶養の三つを含むと解される・・・夫婦共通財産の清算の意味で財産が分与された場合は、その実質は共有財産の分割であって、資産の譲渡には当たらないと解される。」

「婚姻継続中に蓄積された財産は、夫婦のいずれの名義になっていても、実質的には夫婦の共有と見るべきものである。したがって、夫の名義となっている財産に対して、妻は潜在的な持分をもっていると考えてよい。夫婦共有財産の清算の意味における財産分与は、この潜在的持分に着目し、潜在的持分に応じて共有財産を分割する手続にほかならないと考えられる。とするならば、この場合、形式的には、夫の所有する財産が妻に移転するように見えても、その実質は、妻の潜在的権利を顕在化させ、それを正式に妻に帰属させることであるから、そこには資産の譲渡は存在しないと解すべきではなかろうか。」

（金子宏「所得税とキャピタルゲイン」同前掲書89頁、102頁）

・アメリカ法を視野に入れた参考文献　佐藤英明『信託と課税』（弘文堂）第Ⅱ部第２章

・実務家の見解として岡正晶「譲渡所得課税と『財産分与』の実務」税務事例研究19号47頁

2.「女性と年金」問題について

(1) 複数の解決策のパッケージ化

(2) 制度化可能性の重要性

(3) めざすべき制度の性格――過渡期に対応した制度

「女性と年金検討会　報告」

平成１３年５月１７日
東洋大学　駒村康平

！は個人意見、？は疑問・未解決

１．問題意識
２．判断基準と制度改正の制約
３．事実認識
４．考え方
５．提言

１．　問題意識

①三号被保険者問題
②離婚と女性の年金
③子育て支援と年金

２．　判断基準と制度改正の制約

①効率性と公平性

中立性（効率性）：個人・世帯、企業の選択に対して中立的か（特に労働。他、婚姻などにも）

公平性：考え方は多様。

・私的保険の公平性：給付／保険料負担が個人間で均等になるように。（個人で負担し、個人で受給する。個人単位化の考え方。この意味では、三号被被保険者制度は公平性ではない）

・社会保険の公平性：保険料負担と給付を通じた再分配
（能力に応じて負担し、必要に応じて受給する。この意味では、所得なし三号被保険者は負担なしは当然。しかし、所得がある１３０万円未満の女性は応能負担の対象外になっており、問題ある）

②制度選択の制約１　制度間の整合性

・被用者保険制度間での整合性
（？　同じ被用者保険であるにもかかわらず、年金保険と医療保険で整合性のない制度でよいのか）
（！「基礎年金年金は誰もが一定年齢になれば受給するのだから医療とは異なる。医療保険との整合性は必要ない」という考え方は間違い。年金も医療も確率的な保険事故によって支給される）

・非被用者年金（１号）との整合性
（！本来、全国民が応能負担で定額給付が理想。非被用者は所得捕捉ができないため定額負担。）

③制度選択の制約２　実効性

・制度が現実に機能するのか。

・未納者を増やさない方法（？１９８５年以前の専業主婦自主納付でも７割が支払っていたから、自主納付に戻しても大丈夫か。勤労者可処分所得に対する国民年金保険料の比率は１９９８年で１９８０年の１．８倍、１９８４年の１．４倍の負担率になっている。）

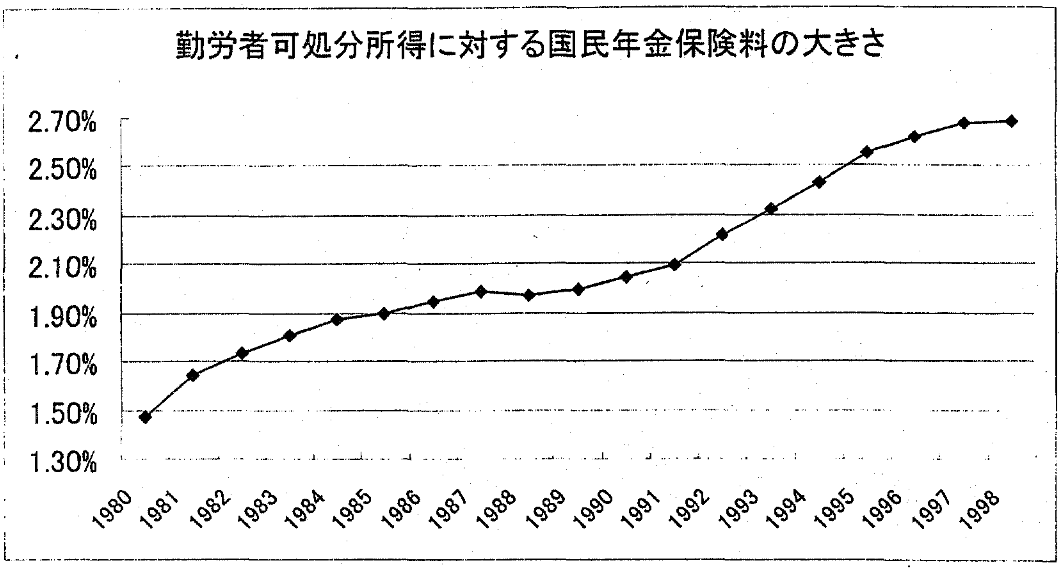

図１

④制度選択の制約３　財政持続性

・制度（財政的）の持続性を維持できるか。

⑤新しい社会的目標　男女共同参画社会

・男女共同参画社会の実現を阻害しないような年金制度にする必要がある。

！年金改革によって男女共同参画社会が実現できるわけではない。

！男女共同参画社会とは市場労働へのアクセスを男女均等にするだけではなく、家事・育児、地域社会、ボランティア活動への参加の機会を男女均等にする必要がある。

！家事を選択したから、逆に市場労働を選択したから利益を受ける制度は男女共同参画社会の実現を阻害する。

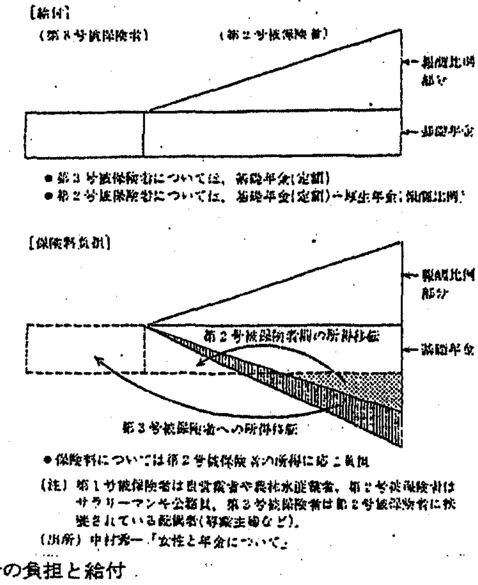

図２　三号の負担と給付

・男女賃金格差、就業率の格差は一義的には労働市場の問題。ただし、３号被保険者制度がこれを強化している可能性はある（？）。

３．　事実認識

・経済行動の見方

？家計は消費、労働供給の決定を世帯単位で行っているのか、個人単位で行っているのか。

！実際には世帯単位でおこなっていると考えられるが、それは年金や租税制度が原因なのか。

①効率性（中立性）

・？三号被保険者制度は女性の就業行動にどのような影響を与えているのか。

②公平性

・三号被保険者の負担はだれが肩代わりしているのか（図２）

☆専業主婦世帯ほど所得が高いため、応能負担により「平均的に」専業主婦世帯もかなりの負担をしている。（資料１　週刊社会保障の論文）

☆専業主婦世帯の平均保険料負担額一人 1.3 万円、２号女性 1.4 万円、共働き二人で 3.6 万円。共働きの負担が大きい。

・三号被保険者制度は垂直的公平性を改善しているのか

☆専業主婦世帯は中・高所得者に多い。受給を考慮すると現行制度はジニ係数を改善しているのか

③これまでの議論（表１）

表１

	議論	反論	考え方
公平性1	三号は負担しないで給付をもらって「ズルイ」	財政構造上１号（自営業者、学生）には迷惑をかけていない。被用者保険は応能負担が原則。被扶養者は負担能力がない。	被用者保険の原則として応能負担は肯定できる。現実的には独身２号にはそれほど多くの「負担」をまわしていない。しかし、共働きには過剰な負担になっているのは事実。
公平性2	130 万円未満であれば、被扶養者にとどまることができる。応能負担の原則が貫徹されていない。	被扶養者の認定はどこかで線引きを行う必要がある。	被用者保険の原則が応能負担であれば、少しでも被扶養配偶者に所得があればそれについても応能負担をすべき。130 万円が応能負担の免除水準としては高すぎるではないか。原則、少しでも収入があれば負担を求めるべきではないか。過去、被扶養者認定の所得水準を引き上げた合理的な理由はあるのか。
公平性3	退職後、夫が先に死亡して、夫婦の賃金格差が大き	社会保険は必要に応じて給付を行う。民間保険とは異なる。	掛け捨てになるか否かは夫婦の賃金差と寿命差、年齢差に依存する。また厳密に見ると２号と３号では保険給付（老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生

	ければ、2号のだった女性は自分自身の老齢厚生年金を放棄し、夫からの遺族年金を選択した方が得である。結局専業主婦と同じ年金になり、自分の保険料は掛け捨てになる。遺族年金を考慮すると、2号の女性は自分の老齢年金を掛け捨てすることになることになり損をする。		年金受給可能性）が違う。夫が長生きすれば、共働き妻は自身の老齢厚生年金を受け取ることはできる。特定の状況（賃金格差が大きく、夫が先に死亡する、障害厚生年金を利用しない）を条件に、保険給付額を比較することは保険論としては正しくない。 しかし、現実の賃金格差や年齢格差を考慮すれば、掛け捨てリスクが高いのも事実。厚生年金保険料の中に遺族保険料が含まれているため、三号被保険者を持つ男性は常に被扶養配偶者を遺族として残すリスクがあるが、共働き世帯は配偶者を遺族として残すリスクは、妻の所得に依存するものの小さい。また就業をコントロールして、掛け捨てリスクから逃れるインセンティブはある。
中立性の問題	130万円未満に押さえるように就業調整が行われている。	配偶者控除の壁の方が強い	手取り収入線を屈折させているのは、企業の配偶者手当と3号制度の両方。個人の選択に中立的にするならば、扶養者認定基準を撤廃すべき。

4.　考え方

①個人・世帯の選択に対して中立的な制度

・！中立な制度＝個人単位化ではない。中立性を達成するためには他の手段もある。

・！公的年金は「私的保険の公平性」と異なる機能が期待される。

②高齢化社会でも維持できる制度

・！基礎的社会保障給付は全員で負担

③効率性と公平性の改善

・現状の把握と政策目標

・効率性と公平性のトレードオフと両者の改善

④3号被保険者制度改革の効果

表2　3号制度改革の選択肢

考え方	メリット	デメリット
完全所得比例方式！！	少しでも収入があれば応能負担を求める。	実効可能性があるのか 無収入の3号は負担をしない

応益・定額部分引き上方式！！！	配偶者が専業主婦である被用者の保険料率を引き上げる。応能負担と定額（応益）負担の中間（保険料率に差をつける）	婚姻および夫婦の就労状況によって事業主負担部分に違いがでる。
三号縮小・廃止！	専業主婦からも一律負担。（被扶養者条件 130 万円を徐々に引き下げ、三号を減少させる。最終的には廃止。専業主婦にも定額負担を求める。）	その他の被用者社会保険との整合性は？未納者の増加につながるのではないか。低所得世帯の負担増
三号拡大×	被扶養者の基準を引き上げる。三号の拡大	屈折のポイントを上に上げることはできるが、応能負担の原則からの逸脱は大きくなる。
税方式×	年金目的型消費税方式にすれば、女性の年金問題は片付く。	財政、社会保障全体からの議論が不十分。財源政策、公平性、移行期、スライドの有無、基礎年金の位置付けなど不明な点が多すぎる。他の基礎的な社会保険財源との整合性をどのように考えるか。

表３

	中立性	公平性	実効性１未納者	実効性２企業負担
定額負担Ｂ	○	×	×	○
異なる定率による負担（専業主婦世帯 19.3、共働き世帯 16%）（専業主婦世帯の厚生年金の保険料は共働き世帯の厚生年金保険料より高くする）Ｃ	○	○	○	△（専業主婦世帯の夫の保険料が高くなり、折半負担分も大きくなり、事業主負担部分にも差が出る（8 と 9.63%）。専業主婦世帯夫の採用にマイナス。(ただし、現状では専業主婦世帯には配偶者手当などを支給しており、とりわけ専業主婦夫が雇用上不利になっているわけでもない。対応としては、A配偶者手当廃止とのパッケージか、Ｂ事業主負担は現行の 8.675%あるいは８%にととどめる、この場合、保険料労使折半の修正。専業主婦世帯の夫の自己負担の保険料率は 10.325%あるいは、11.3%になる。

シミュレーション

・ジニ係数の変化（＝所得の集中度を示す。小さい方がより公平）

表４

	負担のみ	老齢基礎年金受給後
当初	0.245	
現行	0.245	0.195
定率負担（２通りの	0.241	0.192

保険料)		
定額負担(16%厚生年金と3号定額負担)	0.246	0.196

データ：社会保険事業年報平成１０年

注　推計のポイント：標準報酬に専業主婦が多いのか推計する（婚姻率×専業主婦の割合低い標準報酬では三号がいる割合が小さい）

注　ボーナス、企業負担を考慮していない。全額自己負担で計算。

注　負担で考えるか受給後で考えるか。

注　標準報酬に基づく推計である。

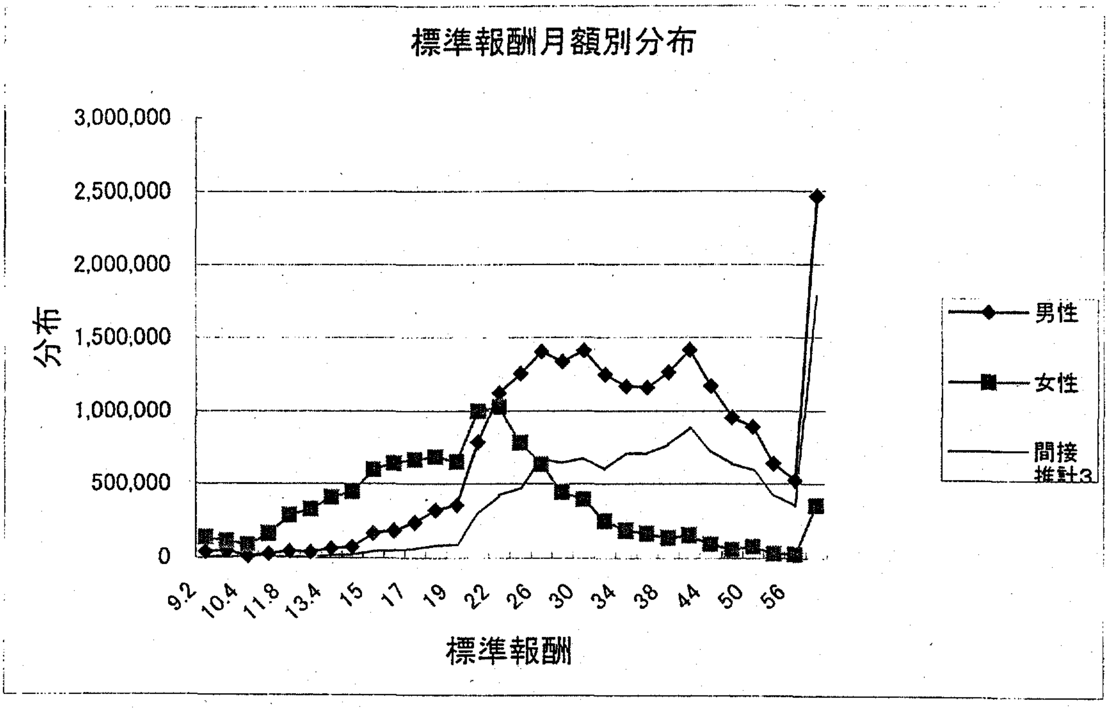

図３　男性２号　女性２号　３号（推計）の標準報酬別の分布

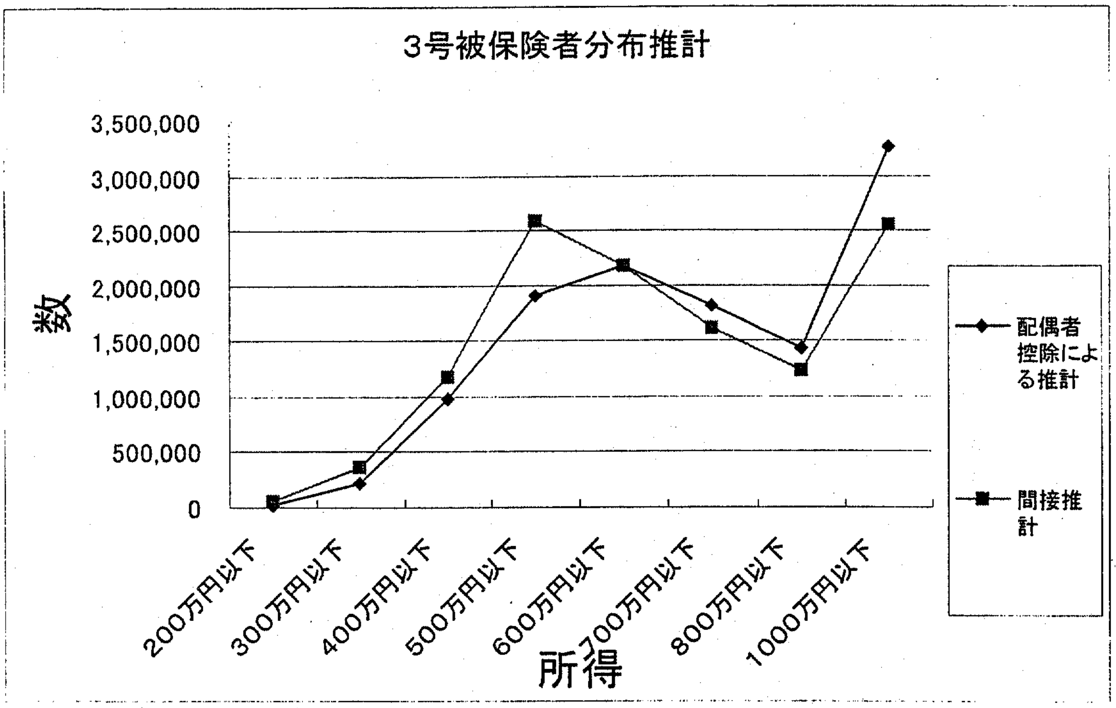

民間給与の実態（国税庁）と婚姻率（厚生省人口問題研究所　第二回人口問題に関する意識調査）×就業率（経済企画庁　平成７年度国民生活選好度調査）からの推計の比較（図４）

公平性と中立性の変化

！現行Ａ点からＣ（保険料に差をつける負担）への移行は公平性も中立性も改善する。（Ｂ点は定額負担方式）

図５

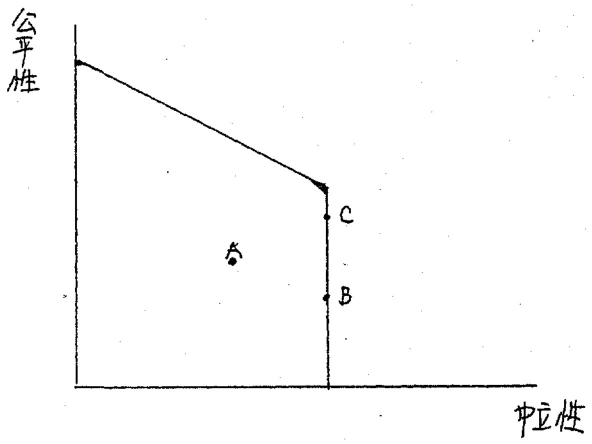

5．提言

①三号被保険制度改革

！専業主婦世帯と共働き世帯の保険料に差を付ける。

！被用者保険全体に応能主義原理を修正し、応益主義原理を一部加味

（図６平成１０年を例に）

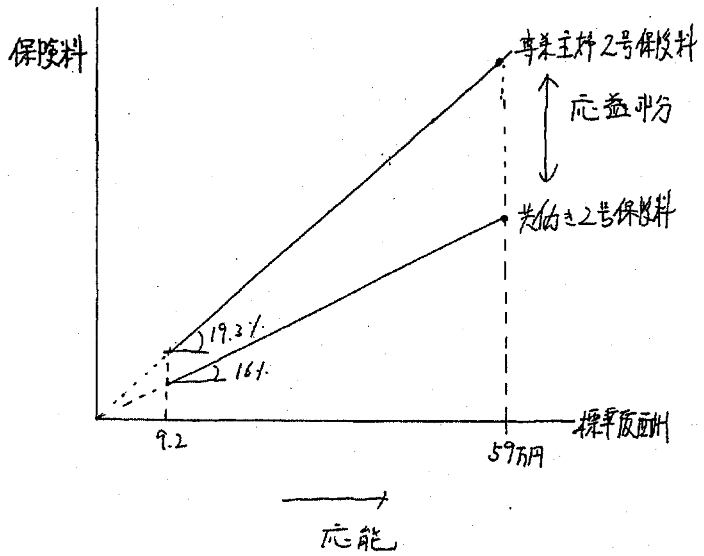

②報酬比例部分の年金分割

年金分割の考え方は世帯単位の考え方

！離婚妻は老齢基礎年金しか受けることができない。

！労働供給は世帯単位で決定されており、夫の高い年金収入は内助の功

！内助の功のベネフィットを受けているのは夫であり、夫婦間での年金移転で解決すべき。

！裁判での移転所得（一時金）と年金では性格が違う。裁判費用も必要

！分割するかしないか、あるいは分割割合も自由にし、受給開始時に社会保険庁に登録する。（遺族年金と整合性のあるように設計する。遺族年金の引き下げ、あるいは遺族年金を廃止。）

？受給前まえの離再婚による動きにどのように対応するか？

？年金分割は男性の結婚意欲を減退させるか。（内助の功を妻に移転しないことから男性が結婚のメリットを過剰に享受していたにすぎない。男性の結婚難は男性にとってメリットの大きい結婚への男性の過剰供給。分割によってバランスがとれる。むしろ男性の家事参加促進効果もあるのではないか）

？公共政策（離婚妻の貧困）としてあるいは年金政策の目標としてどのように考えるのか。

？夫婦別財産制は公的年金の受給形態をどの程度制約するのか

？民法との整合性は。（公的年金の期待受給権は私的財政権ではない。一身専属のルールの変更）

③子育て世帯に対する優遇措置

賦課方式の年金は子供の存在が制度の維持可能性の前提となる。

！専業、共働き世帯にかかわらず６歳以下の子供を扶養している世帯には年金の軽減措置あるいはメリット制の導入。

④パッケージ

！①、②、③をパッケージで行う。改革が特定の世帯の著しい負担増になることを避ける。

⑤男女共同参画社会実現後は、個人単位と「保険料率差つける方式、年金分割」は実際には違いはなくなる。

以下参考資料

コラム

パートタイマーの就労調整は妥当？

被扶養配偶者である主婦等がパートタイマーとして就労する場合等においては，現行税制や社会保険制度（第116-31図）の下で，就労調整することを意識しながら働いている面がある。パートタイマーの年間収入分布を見ると，90～100万円を頂点とする一つの山があることが分かる（前掲第116-30図）。この要因としては，パートタイマーの多くは，個々の事情に応じた時間制約の中で，最も効率よく，かつ可処分所得が最大になるよう就労条件を選択しているためと考えられる。

パートタイマーの収入別に税金，社会保険料を算出して可処分所得の変化を見ると（第116-32図），住民税や所得税の非課税限度額等である100万円・103万円前後では，逆転現象は見られない。しかし，雇用保険以外の社会保険料が発生する年収

第116－31図　被扶養者のパートタイマー労働における年収に対する諸制度の概要

パートタイマーの年収	税金（本人）		社会保険料（本人）		配偶者控除（主たる収入者・夫）	
	住民税	所得税	雇用保険	医療保険，国民年金等	配偶者控除	配偶者特別控除
90万円未満	課税所得なし	課税所得なし	なし	なし	控除	段階的控除
90万円以上100万円以下	課税所得なし	課税所得なし	あり	なし	控除	段階的控除
100万円超103万円以下	課税所得あり	課税所得なし	あり	なし	控除	段階的控除
103万円超130万円未満	課税所得あり	課税所得あり	あり	なし	控除なし	段階的控除
130万円以上141万円未満	課税所得あり	課税所得あり	あり	あり	控除なし	段階的控除
141万以上	課税所得あり	課税所得あり	あり	あり	控除なし	控除なし

（注）1. 主たる収入者である配偶者に扶養されている被扶養者がパートタイマー労働を行った場合を想定
2. パートタイマーの就労日数は正規雇用者の３／４未満とする。

平成１１年中小企業白書

130万円では，可処分所得の逆転現象が生じており，年収129万円と130万円では，前者の方が20万円可処分所得が多く，年収129万円と同じ可処分所得を得るには，150万円程度の年収が必要となる。

サラリーマンなどである扶養者が厚生年金などに加入している場合の配偶者で，就労時間が通常の就労者のおおむね４分の３未満であるパートタイム労働者のケースでは，年収が130万円以上になると国民年金及び国民健康保険の保険料の納付義務が発生する。この場合，年収130万円以上で保険料納付義務がある場合でも，年収130未満で保険料の納付を要さない場合でも，将来の国民年金の給付の算定においては保険料納付済期間と評価され，将来の年金給付額は同じである。また，診療等を受ける際の患者の自己負担は国民健康保険の本人と健康保険の被扶養者はほとんど同じである。

また，企業等では，被扶養者の非課税限度額と同様の基準で配偶者手当等を独自に支給している場合が少なくない。企業による配偶者手当等を考慮した場合（注）は，被扶養を外れると扶養者の就業先からの配偶者手当等をカットされるなどの影響も考えられ，可処分所得は年収103万円で逆転現象が見られる（前掲第116-32図）。この結果，パートタイム労働者の年間収入分布を見ると，年収90～100万円未満のところで大きな山ができており，年収90～100万円未満から年収100～110万円未満との間では，女子は24.2%から8.1%へと減っており，男子は5.1%から7.3%へと増えている（前掲第116-30図）。このように，被扶養配偶者であるパートタイム労働者は，企業等による配偶者手当等を考慮して就労調整を行っていると考えられる。

第80表　配偶者手当の支給

（単位　%）

配偶者手当「有」企業	配偶者手当の支給制限「有」	配偶者手当が支給制限の対象となる配偶者の年間所得額							配偶者手当の支給制限「無」企業
		100万円未満	100万円	100万円超120万円未満	120万円	120万円超135万円未満	135万円	135万円超	
(77.8)100.0	32.5[100.0]	[6.1]	[83.3]	[4.0]	[4.5]	[0.7]	[0.7]	[0.7]	45.3

資料出所　労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1992年)

（注）1)(　)内は、回答企業計に占める該当企業数の割合。

2)[　]内は、配偶者手当の支給制限があると答えた企業数に占める該当企業数の割合。

平成８年労働白書

第116－32図　被扶養者がパートタイマーとして就労した場合の，年収段階別の可処分所得の変化

（単位：円）

年収	社会保険料				住民税				所得税	可処分所得	企業等による配偶者手当を考慮した場合	
	合計保険料	国民年金	医療保険	雇用保険	合計	所得割（区）	所得割（都）	定率控除額（減税）			企業からの配偶者手当	可処分所得
A	B(C+D+E)	C	D	E	F(G+H−I)	G	H	I	J	K	L	M(K+L)
990,000	3,960	0	0	3,960	0	0	0	0	0	986,040	126,000	1,112,040
1,000,000	4,000	0	0	4,000	0	0	0	0	0	996,000	126,000	1,122,000
1,030,000	4,120	0	0	4,120	2,125	1,500	1,000	375	0	1,023,755	126,000	1,149,755
1,040,000	4,160	0	0	4,160	2,550	1,800	1,200	450	0	1,033,290	支給なし	1,033,290
1,290,000	5,160	0	0	5,160	13,175	9,300	6,200	2,325	7,320	1,264,345	〃	1,264,345
1,300,000	216,330	159,600	51,530	5,200	13,600	9,600	6,400	2,400	7,320	1,082,750	〃	1,082,750
1,400,000	224,670	159,600	59,470	5,600	17,850	12,600	8,400	3,150	15,480	1,142,000	〃	1,142,000
1,410,000	225,510	159,600	60,270	5,640	18,275	12,900	8,600	3,225	15,480	1,150,735	〃	1,150,735
1,500,000	233,020	159,600	67,420	6,000	22,100	15,600	10,400	3,900	21,240	1,223,640	〃	1,223,640
1,900,000	266,410	159,600	99,210	7,600	39,100	27,600	18,400	6,900	51,360	1,543,130	〃	1,543,130

前提：①被扶養者である配偶者がパートタイマーとして就労
②就業日数は正規就業者の３／４未満
③主たる収入を得ている同居の配偶者（夫）あり
④扶養家族なし
⑤給与月額は均等，賞与なし
⑥住民税の課税対象は前年も同収入と想定
⑦住民税の均等割額は生計を一にする夫負担につき非課税
⑧東京都区部在住
⑨所得金額や所得控除には通勤交通費，生命保険料控除，損害保険料控除等は加味していない
⑩所得税，社会保険料，住民税等は平成11年度基準で想定
⑪所得税額は平成11年度源泉所得税の改正に伴う定率税額を織り込んだもの
⑫平成11年１月～３月の給与に係る源泉徴収税額の控除（夏期減税）は加味していない

（注）企業の配偶者手当とは，主たる収入者である夫が就業先の企業等から独自に支給されている配偶者手当て。
ここでは，労働省「97年賃金労働時間制度等総合調査」による平均支給額を採用。また配偶者の支給制限収入金額は企業で最も多く採用されている103万円を適用した。

修正報告　６月７日検討会　　　　　東洋大　駒村康平

	3号被保険者を配偶者に持つ2号被保	共働きの2号被保険者	2号被保険者(男性)	2号被保険者(女性)
標準報酬(万円)	40	27	36	22
現行基礎年金保険料額(万円)	1.8	1.215	1.62	0.99
一人あたり基礎年金保険料(万	0.9	1.161	1.548	0.946
改革後の保険料(万円)	2.228	1.0503	1.4004	0.8558
負担の増減(万円)	0.428	−0.1647	−0.2196	−0.1342

注　事業主負担を考慮すれば、すべて数値は1／2となる。
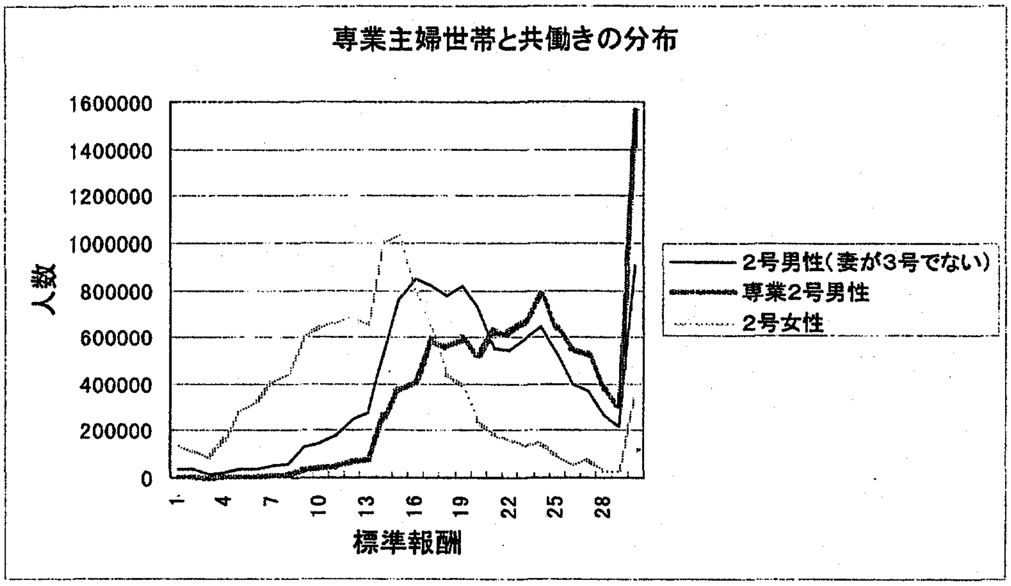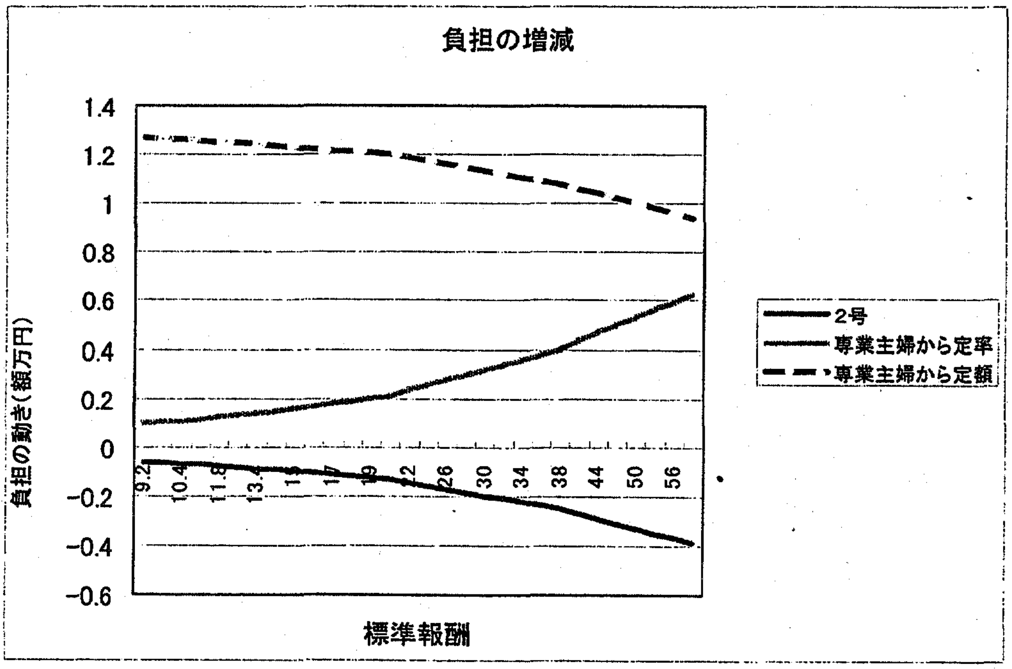
基礎年金の現行保険料率は4．5%。これを3号を配偶者にするものは5．57%、2号を配偶者にするものを3．89%の二通りにする。